

平成 2 7 年第 5 回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 日 (開会)

平成 2 7 年 9 月 1 1 日 (閉会)

日程第5 議案第1号から日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成26年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第13 議案第9号 平成26年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長（小林隆） 別冊の平成26年度上小阿仁村各会計歳入歳出決算書をご覧ください。

○ 決算書の2ページ、3ページの平成26年度上小阿仁村特別会計歳入歳出決算総括表をご覧くださいと思います。

議案第1号の一般会計から、議案第9号までの各特別会計の歳入歳出決算の認定議案となりますが、詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査において、各担当課長が説明を行いますので、ご覧いただいております各会計別歳入歳出決算総括表でご説明をさせていただきます。

議案第1号 平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額27億6,663万8,285円。歳出決算額26億8,010万4,236円。差引残額8,653万4,049円であります。このうち繰越明許費繰越額が92万9,000円でありまして、実質収支額は8,560万5,049円であります。

次に議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4億4,838万1,097円。歳出決算額4億4,345万4,419円。差引残額492万6,678円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億3,477万1,812円。歳出決算額1億3,477万1,812円で、同額であり差引残額0円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第4号 特別養護施設特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3億3,990万236円。歳出決算額3億3,803万8,971円。差引残額186万1,265円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので実質収支額は、残額と同額であります。

次に議案第5号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億2,026万9,595円。歳出決算額1億1,826万7,786円。差引

残額 200 万 1,809 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は、残額と同額あります。

次に議案第 6 号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 6,439 万 2,173 円。歳出決算額 6,439 万 2,173 円で同額であり、差引残額 0 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

議案第 7 号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 4,233 万 8,269 円。歳出決算額 4,233 万 8,269 円で同額であり、差引残額 0 円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に議案第 8 号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 4 億 5,921 万 2,187 円。歳出決算額 4 億 5,910 万 2,887 円。差引残額 10 万 9,300 円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額あります。

次に議案第 9 号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額 3,864 万 5,589 円。歳出決算額 3,857 万 7,989 円。差引残額 6 万 7,600 円あります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額であります。

次に、この決算書の 295 ページをご覧ください。

財産に関する調書についてご説明をさせていただきます。

内容につきましては 296、297 ページになります。各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在高を記載しております。

1. 公有財産であります。

(1) は、土地及び建物であります。村が所有する土地及び建物の面積となっております。建物の公営住宅が 62 ヘーベの減となっておりますが、これにつきましては、向河原の公営住宅を解体いたしましたので、その減となっております。その他についての増減はありませんでした。

298 ページをご覧ください。

(2) 山林であります。これについては面積、立木の推定蓄積量となっております。面積につきましては学校分収林地で、杉風荘の近くにありす沖田面字野中と沖田面字戸野倉の 1.88 ヘクタールを沖田面集落に転地したもので、減となっております。立木の推定蓄積量につきましては、成長分、それから伐採分の増減がありまして、前年度末現在高が計で 490,771 立方メートル、年度中の増

減は5,247立方メートルの増。年度末現在高で496,018立方メートルとなっております。

(3) 有価証券であります。これにつきましても増減がありませんでした。

299ページをご覧ください。

(4) 出資による権利であります。これにつきましても増減ありませんでした。

次に300ページ、301ページをご覧ください。

2. 物品のうち車両であります。これにつきましても増減はありませんでした。

302ページをご覧ください。

3. 債権であります。これにつきましては、奨学金の貸付金になります。前年度末現在高が3,106万8,000円。決算年度中の増減高が153万円の減で、年度末現在高が2,953万8,000円となっております。

4. 基金であります。これは、年度中に取り崩しと積立がありまして、合計で、前年度末現在高が30億7,201万5,000円。年度中の積立が3億771万7,000円。取り崩しが2,402万6,000円で、決算年度末現在高が33億5,570万6,000円となっております。

なお、決算書の資料といたしまして、別冊で配布させていただいております主要施策の成果と予算の執行実績報告書の2ページから19ページまでの決算額の説明、それと149ページから152ページに、平成15年度から平成26年度までの各会計決算の推移について、それから153ページから159ページには地方債の状況について記載しておりますので、今後の審議の際に併せてご覧いただければと思います。

以上、よろしくごお願いいたします。

監査報告

○議長(小林信) ここで監査委員の監査報告を求めます。伊藤秀明監査委員。

(伊藤秀明監査委員 登壇)

○監査委員(伊藤秀明) 私の方から監査報告をさせていただきます。

お手元に配布してある意見書の1ページを開いてください。

平成26年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度上小阿仁村一般会計他8会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

1 審査期間 平成27年7月30日から8月6日まで6日間。

2 審査対象 平成26年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算他特別会計8会計でございます。

3 総括意見

歳入歳出決算については、証書並びに調票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも正確で全て正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は次のとおりであります。

2 ページでございます。最初に一般会計であります。

財政の推移

平成 26 年度一般会計決算歳入総額 27 億 6,663 万 8,000 円。歳出総額 26 億 8,010 万 4,000 円であり、歳入歳出差引額は 8,653 万 4,000 円となっておりますが、繰越明許費繰越財源が 92 万 9,000 円ありますので、差引実質収支額は 8,560 万 5,000 円となっております。なお、積立金は 3 億 195 万 9,000 円。単年度収支 359 万 3,000 円を調整した結果、実質単年度収支は 3 億 555 万 2,000 円の決算となっております。

決算規模を前年度と比較すると、歳入で 2 億 2,844 万 9,000 円。歳出では 2 億 3,071 万 8,000 円と共に増額となり、前年対比では、歳入、歳出とも 109% 代で前年度を上回る決算となっております。

財政収支の状況

平成 26 年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりあります。表の方は割愛させていただきます。

3 ページをお開きください。

財政運営の状況

歳入であります。経常的収入のうち一般財源は 16 億 5,692 万 2,000 円であり、歳入総額の 60.3% で、前年度より 8,268 万 2,000 円の減となっております。その主なものは殆が地方交付税の減額によるものであります。

歳出です。経常的な歳出のうち一般財源は 14 億 8,289 万 7,000 円で、歳出総額に占める割合は 55.7% となっております。経常収支比率は 85.2% で、前年度より 4.2 ポイントの増となっており、指標を上回っております。

収入未済状況でございます。

平成 26 年度収入未済額は、総額 2,198 万円であります。村税未収金総額は、1,318 万 7,000 円で、前年度より 116 万 3,000 円増えており、村税総額の調定額に対する収納率は 92.2%、前年度 92.7% より 0.5 ポイント下回っています。また、現年度分の収納率は村民税 97.8%、固定資産税 97.6%。全体的には 97.9% であります。同じく滞納繰越分についても調定額に対する収納率は 9.6%、金額は 115 万 5,000 円で、収納率、金額とも、前年度より減っております。なお、滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては、顧問弁護士等と相談し法的措置を講ずるよう特段の努力を強く要望いたします。

住宅使用料の滞納は 20 人で、現年度分 198 万 6,900 円、過年度分 639 万 6,400 円であり、前年度より 74 万 3,000 円増え、滞納が年々増加しております。これ

も村税と同様に他市町村の事例を参考に、退去措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策を検討願いたいと思います。

貸付金元金収入未済額につきましては、1件の解消があり、残り2件ですが、高額療養費貸付金については、本人が死亡しており、奨学金返済についても、貸付時点に問題があり、未納が予想される者に対しては、今後とも慎重に審査してもらおうよう要望します。

収入未済額の種目別推移は、次表のとおりであります。表の方は割愛させていただきます。

4 ページです。

公債費になります。

平成26年度の公債費は2億6,509万1,000円で、長期債に対する元金、利子は前年度より2,227万5,000円減っております。また、公債比率は3.4%で、前年度より0.4ポイント下回っています。

公債比率の推移は、次表のとおりです。表の方は割愛をさせていただきます。

次、投資事業でございます。

平成26年度の投資的経費の決算額は5億238万5,000円で、うち建設事業費4億5,040万6,000円、災害復旧費が5,197万9,000円となっており、前年度比187.3%で、歳出に占める割合は18.9%、前年度より7.8ポイント上回っています。

また、投資的経費に充当された一般財源が6,118万3,000円、前年度比4,317万7,000円の減となっております。

5 ページをお願いします。

次に不納欠損の処分でございます。

平成26年度の不納欠損処分類は、村民税が過年度分34万8,029円。固定資産税が、現年度、過年度合わせて71万4,670円。軽自動車税が3万6,800円、合計で109万9,503円、欠損しております。

不納欠損の理由及び手続きについては、徴収金処分審査委員会で審査し、処理されているようですが、その殆が時効によるものでありました。余裕がある納税者などはありません。頑張っただけ納付している納税者に説明がつかないことがないよう、今後は、事前に対応強化に努めるなど、税の不公平感を招かないようにしてもらいたいと思います。

年度別の不納欠損の推移は、次表のとおりです。表の方は割愛させていただきます。

不用額です。

平成26年度の不用額は総額で1億4,418万9,000円であります。対前年比で6,806万9,000円の増となっており、近年にない異常な支出となっています。こ

これは各課全般に共通するもので、職員の資質改革が不可欠であり、当初予算の正確な積算、補正予算の遅滞ない処理、併せてより適正な予算執行により改善に努めてもらいたいと思います。

基金の管理運用でございます。

これは先ほど、総務課長が申しておりましたとおりですが、年度当初における基金総額は30億7,201万5,000円。年度中の積立金は3億771万7,000円、取崩額2,402万6,000円により、26年度末現在では33億5,570万6,000円となり、2億8,369万1,000円の増で、適切に処理されております。

次に特別会計でございます。

平成26年度各会計の歳入総額は16億4,791万1,000円、歳出総額は16億3,894万4,000円の決算となっております。

各会計の収支状況は次表のとおりです。表の方は割愛させていただきます。

最初に国民健康保険事業勘定特別会計でございます。

歳入総額4億4,838万1,000円。歳出総額4億4,345万4,000円。492万7,000円の黒字決算となっております。

基金保有高は1億752万9,000円あるものの、国保会計については、今後、平成30年ですか、全県1本化する予定もあります。こうした状況から現状では、未納が1,105万7,000円と多く、当初予算も組めない状況と察します。このままでは、これからの運営に大幅な基金の取り崩しが予想されます。今後は、未納額と収納率を向上するために国保運営委員会に諮り、国民健康保険法施行規則を準用し、一般被保険証交付者でも滞納額が多い者については、短期保険証へ、更に短期保険者証交付者でも資格証明書発行への切り替えをするなど、ひとつ厳しい処置を執るなどの改善が必要と思います。併せて78万3,000円の不納欠損額についても、村税同様、慎重に取り計らってもらいたいと思います。

7ページです。

国民健康保険税の状況及び保険給付の状況については、次表のとおりですので、表の方は割愛させていただきます。

次、8ページです。

国民健康保険診療施設勘定特別会計でございます。

歳入歳出とも1億3,477万2,000円の決算となっております。これは、いずれ村民の健康維持に必要な医療提供する目的で措置された特別会計であり、単なる企業性を追及するものでもありませんが、外来収入がすべてであり、月曜日を除いては、送迎バス乗車人数、外来者とも激減しております。関係者一丸となって診療収入を増やす努力が必要と思われます。

次に特別養護施設特別会計でございます。

収入総額3億3,990万円。歳出総額3億3,803万9,000円。186万1,000円

の黒字決算となっております。

年度当初の基金総額は3億1,626万6,000円に、積立金12万3,000円を追加し、26年度末現在では3億1,638万9,000円となっております。ただ積立金については、前年度より1,001万3,000円減っております。今後は、大規模修繕も終えており、人件費が7割も占める施設は他にないので、1日も早い民営化に期待します。なお、実質単年度収支の推移は、次表のとおりであります。表については割愛させていただきます。

9ページでございます。

次に簡易水道事業特別会計でございます。

歳入総額1億2,027万円。歳出総額1億1,826万8,000円。200万2,000円の黒字決算であります。

特別会計は、独立採算性の基本原則を踏まえ、適正な受益者負担の確保を図り、収支均衡に努めるべきであり、併せて、使用料の未納が57万9,000円ありますので、早期に徴収してもらいたいと思います。

次に農業集落排水事業特別会計であります。

歳入歳出とも6,439万2,000円の決算でございます。使用料の未納が237万3,000円ありますが、徴収方法が変更になった時点の処理や、その未納状況が住民に行き届いていない気がしますので、今一度、未納額を確認する上で催告するよう要望します。

次、下水道事業特別会計

歳入歳出とも4,233万8,000円でございます。これについても使用料の未納15万円ありますので、早期に徴収を進めてください。

次、介護保険事業勘定特別会計でございます。

歳入総額4億5,921万2,000円。歳出総額4億5,910万3,000円。10万9,000円の黒字決算であります。滞納繰越金が前年度より24.2%の増となっているほか、収入未済額57万7,000円ありますので、こちらも早期収納に努めるようお願いします。

最後に後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額3,864万6,000円。歳出総額3,857万8,000円。6万8,000円の黒字決算となっております。こちらは、コメントは特にありません。

次に決算審査の総評でございます。

一般会計及び特別会計を通じ、その計数に誤りがなく、証拠書類は適切に処理されております。

歳入については、地方交付税、国県支出金、村債で歳入総額83.8%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況にあります。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも

に長年にわたり固定化しているもので、前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてくださるようお願いいたします。

国内の景気はやや回復傾向にあると報じられておりますが、しかしながら、それも当管内では程遠く、景気は依然として低迷、生産人口や生産額も年々減少傾向にあり厳しい環境にありますので、財源確保のため一層の努力を望むものであります。

経常収支比率は 85.2%と財政構造の指標比率も範囲を上回っておりますが、今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

なお、各会計の指摘事項については、それぞれ項目で申し上げておりますので、今後においては、その対処方法につきまして、常任委員会で報告願います。

次、11 ページです。

次に財政健全化に対する報告書でございます。

平成 26 年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施したので、下記のとおり報告します。

審査の概要

村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施するものでございます。

審査の結果は、表のとおりです。表を説明いたします。

① 実質赤字比率について

平成 26 年度の実質収支は黒字で、早期健全化基準の実質赤字比率 15%と比較すると、これを下回り良好な状態であります。

② 連結実質赤字比率

平成 26 年度連結実質収支は黒字で、早期健全化基準の連結実質赤字比率 20%と比較すると、これを下回り良好な状態であります。

③ 実質公債費比率

平成 26 年度の実質公債費比率 5.5%となっており、早期健全化基準の 25%と比較すると、これを下回り良好な状態であります。

④ 将来負担比率

平成 26 年度の将来負担比率は、早期健全化基準 350%と比較すると、これを下回り良好な状態であります。

いずれ、法適用企業 3 会計については、独立採算性の基本原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を解消する努力が必要と思われれます。

なお、健全化判断比率の状況の表については、割愛させていただきます。

次、13 ページです。

ただ今申し上げた法非適用企業3会計の経営健全化審査意見書でございます。概要は同じでございます。

審査の結果でございます。資金不足の比率でございます。資金不足がなく良好な状態にあると認めます。ただ、一般会計からの繰入れで解消しておりますので、今後は、できるだけ繰入金を少なくするよう努力が必要であると思っておりますということを申し上げ監査報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第9号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第14 議案第10号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第14 議案第10号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 第5回上小阿仁村議会定例会提出予算関係議案になります。1ページであります。

議案第10号 平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算

平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億36万2,000円とする。

地方債補正は、「第2表 地方債補正」による。

債務負担行為補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

4ページをご覧ください。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的は、臨時財政対策債 限度額3,000万円のものを、補正後にしまして限度額8,300万円とするものでございます。これは臨時財政対策債の発行可能額の額の確定によるものであります。なお、臨時財政対策債は、地方交付税の不足分を補填するもので、償還金につきましては、交付税算入されるものでございます。

5ページであります。

第3表 債務負担行為補正

公共施設等総合管理計画策定支援業務委託について、期間を本年度平成27

年度～平成28年度の2年間として、限度額を378万円とするものでございます。なお、公共施設等総合管理計画は、公共施設の老朽化、それから人口減少等による施設利用需要の変化を踏まえまして、村が保有する公共施設全体の状況を把握して、長期的な視点をもって速やかな公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために、国から計画を平成28年度までに作成するよう要請されているものでございます。

計画策定の費用につきましては、特別交付税で2分の1措置されることとなっております。

10ページをご覧ください。

補正予算の主なものをご説明いたします。

歳入であります。

9款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税1億4,715万4,000円の追加であります。普通交付税として1億4,715万4,000円の追加であります。これは普通交付税の額の確定によるものでありまして、これにより普通交付税の額は14億8,815万4,000円となります。

次、下段の13款 2項 1目総務費国庫補助金100万3,000円の追加であります。これは個人番号化の交付事業費として100万3,000円の追加であります。マイナンバー制度の施行に伴いまして、個人番号カード発行に伴う事務費8万3,000円と事業費92万円の分でございます。

12ページであります。

15款 2項 1目不動産売払収入194万8,000円の追加であります。素材売払収入について造材売払収入として194万8,000円の追加であります。これは立木調査によりまして部材の増によるもので、南沢字砂小渕の皆伐事業は193万8,000円の追加、それと仏社字国見沢の搬出間伐事業で1万円の追加であります。

17款 1項 2目介護保険事業勘定特別会計繰入金。介護保険事業勘定特別会計繰入金として107万5,000円の追加であります。これは支払基金からのもので、平成26年度分の地域支援事業支援交付金の精算交付分として繰入れするものであります。

14ページであります。

17款 2項 1目財政調整基金繰入金2,920万4,000円を減額するものであります。財政調整基金繰入金として2,920万4,000円の減額であります。これは普通交付税等の額の確定によりまして、財源が確保されたものに伴いまして取崩ししないものであります。

18款 1項 1目繰越金5,560万5,000円の追加であります。前年度繰越金として追加するものであります。これで前年度の繰越額は8,560万5,000円と

なります。

20 款 1 項 3 目臨時財政対策債 5,300 万円の追加であります。臨時財政対策債として追加するものであります。これは発行可能額の確定による追加であります。これにより発行可能額は 8,300 万円となります。

16、17 ページであります。歳出であります。

2 款 1 項 2 目文書広報費 991 万 4,000 円追加であります。13 節委託料 189 万円の追加、庁内ネットワークマイナンバー対応業務委託料としての追加であります。これはマイナンバー制度に伴いまして、庁内のシステムを構築するものでございます。同じく 19 節負担金補助及び交付金、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として 802 万 4,000 円の追加であります。これもマイナンバー制度に伴いましてシステム改修に掛る分として共同事業組合の方に負担するものでございます。

5 目財産管理費 162 万円の追加であります。13 節委託料、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料として 162 万円追加するものであります。これは平成 27 年度、28 年度の債務負担行為となります。なお、概要につきましては、第 3 表でご説明いたしました債務負担行為の補正の時に説明したものでございます。

次に 13 項国際交流費 295 万円の追加であります。この目に関しましては、10 月中旬に台湾萬巒郷から村に来られます訪問団の経費として計上させていただきました。詳しい日程、団員数につきましては打ち合わせ中ではありますが、平成 16 年の台湾からの訪問時の経費を参考といたしまして、30 名、2 泊 3 日で積算してございます。7 節賃金に 11 万 5,000 円。8 節報償費に 43 万円。次の 19 ページ、9 節旅費に 40 万円、11 節需要費に 158 万円、13 節委託料に 13 万 8,000 円、14 節使用料及び賃借料に 28 万 7,000 円、それぞれ追加補正であります。

次に 14 目財政調整基金費 1 億 4,031 万 2,000 円の追加であります。財政調整基金積立金として 1 億 4,031 万 2,000 円追加するものであります。15 節減債基金費 6,000 万円の追加であります。これも同じく減債基金積立金として 6,000 万円の追加であります。なお、財政調整基金、減債基金とも普通交付税等の額に確定よりまして、財源が確保されましたので、それぞれ積み立てするものでございます。

2 款 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 92 万円の追加であります。13 節、通知カード、個人番号カード関連事務委任委託料として追加するものでございます。これはマイナンバー制度に伴いましてカード関連事業事務を地方公共団体システム機構に委託するものであります。

20 ページ、21 ページをご覧ください。

3 款 1 項 2 目国民健康保険費 246 万 6,000 円の減額であります。国保特別

会計への繰出しとして減額するものでありますが、これは人事異動に伴う職員給与費分として減額するものであります。3目老人福祉費 476万3,000円の追加であります。介護保険事業特別会計への繰出しとして追加するものでございます。これは低所得者保険料軽減分として87万1,000円、介護保険のシステム改修費として389万2,000円、それぞれ繰出しするものであります。

下段になります。4款 1項 4目健康増進費 229万円の減額であります。このうち18節備品購入費 225万2,000円の減額であります。健康推進車の購入費として、当初予算で計上しておりましたが、この度、秋田県総合事務組合から電気自動車が増呈されますので、それを健康推進車として使用することに伴う減額でございます。

22、23ページであります。中段です。

4款 3項診療所費 1目診療所費 1,013万2,000円の追加であります。国民健康保険診療施設勘定特別会計への繰出しとして追加であります。これは人事異動に伴う職員人件費分として繰出しするものであります。

24ページ、25ページであります。

6款 2項 4目造材事業費 143万2,000円の追加であります。13節委託料、造材事業委託料として追加するものであります。これは立木調査によります出材の増によります事業料の増で、南沢字砂小渕の皆伐事業が65万円、仏社字国見沢の搬出間伐事業が78万2,000円、それぞれ追加するものでございます。

次に26ページ、27ページ、最後になりますが、14款予備費、予備費に250万円追加いたします。

以上であります。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第10号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第11号から日程20 議案第16号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第15 議案第11号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第20 議案第16号 平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤清治） 同じく予算関係議案の33ページをお開き願います。

議案第11号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第1号）。

平成27年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ254万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,998万7,000円とするものであります。

内容につきましては40、41ページをお開き願います。

最初に歳入であります。

9款 1項 1目一般会計繰入金246万6,000円の減額補正であります。これは事務費繰入金で人事異動による人件費の減額補正であります。

10款 1項 1目繰越金7万4,000円の減額補正であります。これは前年度の繰越額の確定による減額補正であります。

次の42、43ページをお開き願います。

歳出になります。

1款 1項 1目一般管理費246万6,000円の減額補正であります。2節、3節とも人事異動による人件費の減額補正であります。

11款 1項 3目償還金121万2,000円の補正であります。これは平成26年度精算に伴う療養給付費等負担金の返還金の補正であります。

12款 1項 1目予備費128万6,000円の減額であります。これは前年度繰越金の確定による7万2,000円の減額と療養給付費等負担金の返還金として1万2,000円の減額であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） はい、診療所事務長。

○診療所事務長（河村良満） 同じく47ページをお開きください。

議案第12号 平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,023万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,184万2,000円とするものでございます。

内容につきましては54、55ページをお開きください。

歳入であります。

3款 1項 1目繰入金1,013万4,000円の繰入れです。一般会計からの繰入金でございます。

5款 1項 2目雑入 1節雑入10万円の繰入れですが、これは委託医収入学

校保健委託料歯科医分ということで、補正しております。

次に 56 ページ、ここで 57 ページに訂正がございますので、よろしくお願ひします。2 節給料のところでは医師及び職員給 6 名とありますが、正しくは 7 名の間違いでございます。年度当初 6 名でございましたが、人事異動によりまして 7 名となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額 1,023 万 4,000 円の増であります。2 節 3 節 4 節とも人事異動によるものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 特別養護老人ホーム施設長。

○特別養護老人ホーム施設長（小林雄幸） それでは、同じく 61 ページをお開きください。

議案第 13 号 平成 27 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算（第 1 号）であります。

平成 27 年度上小阿仁村特別養護施設特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 94 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,491 万 6,000 円とするものであります。

詳細につきましては、同じく資料の 68、69 ページをお開きください。歳入であります。

1 款 2 項 1 目自己負担金収入、補正額 40 万円であります。自己負担金収入滞納繰越分 40 万円あります。これにつきましては、出納閉鎖まで自己負担金が収まらなかった分につきまして計上したものでございます。なお、出納閉鎖後、この金額につきましては、6 月 17 日に納入されまして、会計の方で消し込みが済んでおります。

4 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 220 万 6,000 円の減額であります。1 節財政調整基金繰入金 220 万 6,000 円の減額でございます。これは歳出の関係で調整金の繰入を減らすものでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金 86 万 1,000 円の補正でございます。繰越金 86 万 1,000 円、前年度からの繰越でございます。

つづきまして 70、71 ページをお開きください。

歳出であります。

1 款 1 項 1 目一般管理費 362 万 6,000 円の減額でございます。これにつきましては、給料、職員手当等、人事異動に係るものでございます。

3 款 1 項 1 目財政調整基金積立金 268 万 1,000 円の補正でございます。積立金 268 万 1,000 円、これにつきましては財政調整基金の積立金でございます。

以上でございます。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（武石晋） 75 ページをお開きください。

議案第 14 号 平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算

平成 27 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 200 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,828 万 8,000 円とするものでございます。

82、83 ページをお開きください。

前年度繰越金が 200 万 1,000 円でございます。

次に 84、85 ページをお開きください。

総務費 1 項簡易水道管理費 1 目統合地区管理費に振り分けます工事費 76 万 3,000 円。同じく積立金 76 万 4,000 円でございます。同じく 2 項小規模水道管理費として、11 節需用費 23 万 6,000 円。25 節積立金に 23 万 8,000 円とするものでございます。

以上です。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤清治） 同じく 87 ページをお開き願います。

議案第 15 号 平成 27 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 694 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,976 万 2,000 円とするものであります。

内容につきましては、94、95 ページをお開き願います。

最初に歳入であります。

3 款 2 項 4 目システム改修費補助金 120 万円の補正であります。これは介護保険法の改正に伴うシステム改修費の補助金の補正であります。

4 款 1 項 1 目介護給付費交付金 64 万 7,000 円の補正であります。これは平成 26 年度実績に伴う精算分の補正であります。2 目地域支援事業支援交付金

107万6,000円の補正であります。これも同じく平成26年度実績に伴う精算分の補正であります。

7款 1項 4目その他一般会計繰入金 389万2,000円。介護保険法改正に伴うシステム改修費の繰入金の補正であります。5目低所得者保険料軽減繰入金 87万1,000円。これは介護保険の1号保険料の低所得者軽減分についての繰入金の補正であります。

7款 2項 1目基金繰入金 84万7,000円の減額であります。これは財源調整による基金繰入金の減額の補正であります。

次のページをご覧ください

8款 1項 1目繰越金 10万8,000円の補正であります。これは前年度繰越金であります。

次のページをお開き願います。

歳出になります。

1款 1項 1目一般管理費 509万2,000円の補正であります。これは介護保険法の改正に伴うシステム改修費としての補正であります。

2款 1項 1目は財源更正です。

6款 1項 2目 77万9,000円の補正であります。介護給付費返還金。これは平成26年度実績に伴う返還金の補正であります。国が71万5,000円、県が6万4,000円となっております。

6款 2項 1目一般会計繰出金 107万6,000円。これは平成26年度実績に伴う補正であります。

議案第15号については、以上です。

○住民福祉課長（伊藤清治） 次に101ページをお開き願います。

議案第16号 平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,940万7,000円とするものあります。

内容については、108、109ページをお開き願います。

最初に歳入です。

4款 1項 1目繰越金 6万7,000円の補正であります。これは前年度繰越金であります。

次のページをお開き願います。

歳出になります。

2款 1項 1目後期高齢者医療広域連合納付金5万9,000円の補正であります。これは平成26年度実績に伴う納付金の補正になっております。

4款 2項 1目他会計繰出金8,000円の補正であります。これも平成26年度実績に伴う補正となっております。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号から議案第16号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第17号から日程23 議案第19号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第21 議案第17号 上小阿仁村個人情報保護条例の制定についての件から、日程第23 議案第19号 上小阿仁村と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定についての件まで、3件までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林隆） 配布してあります第5回上小阿仁村議会定例会提出議案の方をご覧ください。

10ページをお開きください。

議案第17号 上小阿仁村個人情報保護条例の制定について

上小阿仁村個人情報保護条例を別記のとおり提出する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、規定の整備をするため、この条例案を提出するものであります。

11ページであります。

上小阿仁村個人情報保護条例の全部を改正する。

マイナンバー制度の施行に伴いまして、今までありました村の個人情報保護条例を全部改正するものであります。

マイナンバー制度の施行に伴いまして、個人情報保護条例が一番大きく改正された点は、特定個人情報の適切な取扱いが確保され並びに村が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するため必要な措置を講ずるものとされておりあります点であります。

第1章 総則では、目的として、この条例は実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、村民の権利、利益を保護するとともに、公正で信頼

される村政の推進に資することを目的とするものであります。

第 1 章では、その他に定義、実施機関、事業者、村民の責務が規定されております。

12 ページであります。中間になります。第 2 章 個人情報の取扱いについて規定されております。

12 ページから 16 ページになります。個人情報取扱い事務の届出。特定個人情報保護評価、収集の制限、それから個人情報の利用及び提供の制限、特定個人情報の利用の制限、特定個人情報の提供の制限、個人情報の適正管理、委託に伴う措置等が規定されております。

16 ページになります。第 3 章では、個人情報の開示等となっております。開示請求権、開示請求の手續、実施機関の開示義務、個人情報の一部開示、裁量的開示、個人情報の存否に関する情報、開示請求に対する決定等、それから開示決定等の期限、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、それから開示の実施、訂正の請求、消去の請求、利用停止の請求、特定個人情報に係る利用停止の請求、それから訂正等の請求による一時停止、訂正等の請求に対する決定等、準用規定、費用の負担、不服申立ての手續き、審査会、諮問した旨の通知等が規定されています。

23 ページになります。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。ただし書き以下につきましては、行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する、としております。

次に 24 ページをお開きください。

議案第 18 号 上小阿仁村手数条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村手数条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出する。

提案理由

行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再発行手数料を定めるとともに、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳カードの交付手数料及び再交付手数料を廃止するため、この条例案を提出するものであります。

25 ページであります。

上小阿仁村手数条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中でございますが、18 号の住民票の閲覧 1 件につき 100 円から 22 号の前各号に掲げる事項以外の事項に関する証明 1 件につき 100 円とあるものを、18 号に通知カードの再交付 1 件につき 500 円を追加いたしまして、以下、

号を繰り下げるものであります。

第2条の表中、17号住民基本台帳カードの交付（再交付を含む）1件につき500円、それから18号通知カードの再交付1件につき500円とあるものを、26ページです、17号の住民基本台帳カードの交付についての部分を削除するものでございます。

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行することとしております。

次に27ページであります。

議案第19号 上小阿仁村と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約の制定についてであります。

地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、秋田県と協議のうえ、別記のとおり規約を定め、上小阿仁村は秋田県に行政不服審査会の事務を委託するものとする。

提案理由

上小阿仁村が秋田県に行政不服審査会に関する事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

28ページであります。

上小阿仁村と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託に関する規約

本規約は、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、村が不服申立てを処理する際、その判断の適否を諮問する第三者機関の事務について、地方自治法の規定に基づきまして、秋田県へ委託しようとするものであります。

第1条では、行政不服審査法で規定される第三者機関事務を秋田県に委託する旨を定めております。

第2条では、委託事務の処理に要する経費を、委託市町村等が負担する旨を定めております。なお、各自治体の負担額は確定しておりませんが、秋田県が新設する第三者機関の運営に要する経費については、經常経費といたしまして、各自治体等の職員数をもとに負担額を算定することとして、事件の調査、審議が生じた場合の経費を個別負担金として加算する方向で調整が進んでおります。

第3条では、決算の場合の措置について、第4条では、当該第三者機関に関する条例等を、秋田県が制定改廃した場合の措置について規定しております。

附則

この規約は、行政不服審査法の施行の日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号から議案第19号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第24 議案第20号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第24号 議案第20号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（武石晋） 追加提出議案をお開きください。1ページになります。

議案第20号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負契約の締結について

次のとおり、小沢田地区統合簡易水道建設工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負

2. 契約の方法 指名競争入札

3. 契約の金額 7,646万4,000円

4. 契約の相手方 秋田県秋田市山王5丁目1番7号

山二施設工業株式会社 代表取締役社長 阿部 公雄

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論かないようですので、討論を終結いたします。

採決

○議長（小林信） 議案第20号 小沢田地区統合簡易水道建設工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 異議なし認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 陳情 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 25 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（小林信） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

14 時 46 分 散会